

令和2年10月31日

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、健康保険法（以下「健保法」という。）による療養の給付（以下、「療養の給付」という。）の支給を求めるといことである。

### 第2 事案の概要

本件は、請求人が、左下腿骨開放骨折（以下「本件負傷」という。）の療養のため、療養の給付を受給していたが、保険者が、本件負傷は請求人が飲酒後にバイクを運転したための自損事故によるものであるから、給付制限に該当するため療養の給付を支給しないとし、既に支給した療養の給付の返還を求めるとの旨の通知をしたところ、請求人が、これを不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

### 第3 本件再審査請求に至る経緯

- 1 請求人は、〇〇健康保険組合（以下「保険者組合」という。）の被保険者であるが、平成〇年〇月〇日深夜に発生した事故（以下「本件事故」という。）による本件負傷の療養のため、療養の給付を受給していた。
- 2 保険者組合は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、本件の療養費は、「被保険者（本人）が休日の夜に飲酒後、原付バイクを運転し、自損事故を起こしたことにより生じた医療費」であるとして、健保法第116条（保険給付の制限）の規定により平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの診療期間に係る保険給付〇〇〇万〇〇〇〇円を支給しない旨の処分をし、その返納を求めた（以下「原処分」という。）。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記

の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

## 第4 当事者等の主張の要旨 (略)

## 理由

### 第1 問題点

- 1 療養の給付については、健保法第63条第1項において、被保険者の疾病又は負傷に関しては、療養の給付を行うと規定されている。
- 2 保険給付の制限については、健保法第116条において、被保険者又は被保険者であった者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は行わないとし、同法第117条において、被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、その全部又は一部を行わないことができる」と規定している。
- 3 本件の問題点は、原処分が、前記の法規定に照らし、適法かつ妥当であると認められるかどうかである。

### 第2 事実の認定及び判断

- 1 審査資料によると、次の事実が認められる。
  - (1) 請求人に係る、平成〇年〇月分から平成〇年〇月分の診療報酬明細書によると、請求人は、平成〇年〇月〇日、a病院（以下「a病院」という。）に入院し、平成〇年〇月〇日、b病院（以下「b病院」という。）へ転院して同年〇月〇日まで入院し、同年〇月は同院に通院している。

また、請求人に係る、平成〇年〇月分及び同年〇月分の調剤報酬明細書によると、請求人は、c薬局において、b病院の処方により、同年〇月〇日及び同年〇月〇日に、調剤を受けている。
  - (2) a病院d科・A医師（以下「A医師」という。）が作成した「病状詳記」と題する平成〇年〇月〇日付け文書（以下「本件書面」という。）には、次のとお

り記載されている。

「・緊急医療管理加算1の算定について

当該患者様は平成〇年〇月〇日に飲酒後原付バイクに乗車、発進し時速10～20km程度で縁石に乗り上げ左側に転倒され、左脛骨開放骨折、左下腿開放骨折、脛骨腓骨骨折を受傷された患者様です。当院ERへ緊急搬送となり、検査実施し、手術適応であった為、当院救命ICUへ緊急入院となっております。下肢の開放骨折で、手術適応症例でもあり、歩行困難な状態でありました。その為、外傷による緊急入院が必要であると認めた重症患者として緊急医療管理加算の算定をさせていただきます。」

- (3) 保険者組合が作成した経緯表から、必要な部分を摘記すると下記のとおりである。

H〇.〇.〇 月次で実施している負傷原因調査(〇月度)において、「負傷原因のお問い合わせ(診療開始日：H〇.〇.〇、傷病名：左下腿骨開放骨折)」を本人宛、送付。

H〇.〇.〇 上記の回答を本人より受領(この時点では特に問題なし)。

H〇.〇.〇 〇月度分として実施する負傷原因調査において、本人に対する「負傷原因のお問い合わせ(診療開始日：H〇.〇.〇、傷病名：左脛骨開放骨折)」が抽出されたことから(2ヵ月連続)、当該レセプト(平成〇年〇月診療分)を確認したところ、負傷原因が飲酒運転に伴う単独事故によるものと思われる記述が判明。

H〇.〇.〇 本人宛電話し、事実確認を実施。その結果、H〇.〇.〇深夜に飲酒後、原付バイクを運転して事故を起こし、翌〇日未明にa病院に救急搬送され、入院・治療を受け、翌年〇月〇日にb病院へ転院したとのこと。飲酒の程度を質問したところ、『結構飲んでし

まって、(少なくとも)酎ハイ5杯は飲んだ』とのコメントあり。

- 2 保険者組合は、本件において、健保法第116条の「故意の犯罪行為」となる処罰規定は、道路交通法第117条の2第1号であると陳述するので、これを前提に検討する。

道路交通法第117条の2は、同条各号のいずれかに該当する者は5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すると規定し、同条第1号は、「第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。)にあったもの」と規定する(以下、この運転行為を「酒酔い運転」という。)。なお、同法第65条第1項の規定は「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。」というものである。

本件は、刑罰権行使のために刑事訴訟関係法令に基づき犯罪の成否を判断するものではないから、請求人が、健保法第116条の故意の犯罪行為に該当する行為をしたかどうかを判断するについては、刑事裁判における証拠法の適用はなく、提出された関係資料により、請求人について道路交通法第117条の2第1号(酒酔い運転)に該当する事実が証明されれば足り、その証明は、通常人であれば疑いを差し挟まない程度に真实性の確信を持ち得るものであれば足りる。

- 3 A医師作成の本件書面(病状詳記)の信用性について検討する。

(1) 本件書面は、請求人に対する救急医療を担当したA医師が、「緊急医療管理加算1の算定について」報告するために、職務上作成したものであり、同医師は、本件事故前に請求人と何らかの利害関係を有していたとは認められず、本件書面に殊更虚偽の事実を記載する理由もないから、その記載内容は、同医師の認識するとおりに記載されたものと認められる。また、適切な救急医

療を行うには、受傷の原因となった事故の状況について正確な情報を把握する必要があるから、同医師が記載した「飲酒後原付バイクに乗車、発進し時速10～20km程度で縁石に乗り上げ左側に転倒され」との記載は、同医師が当時収集した情報に基づくものと認められ、請求人が、本件事故の目撃者はない旨述べていることからして、その情報源は請求人と考えられる。

上記記載において、飲酒運転であることを隠していないことからみて、請求人は、事故当時の認識をそのまま述べたものと考えられるし、上記記載の事故の態様は、「左脛骨開放骨折、左下腿開放骨折、脛骨腓骨骨折」という受傷状況とも合致するものである。

したがって、本件書面中の事故発生状況の記載内容は、信用性の高いものといえる。

(2) 請求人は、「泥酔した状態」であったため、発言内容を記憶していない旨主張する。しかし、請求人が、事故発生当時は泥酔状態にあったにせよ、その後「妻を呼び出し（これも今は記憶にありませんが）救急車を呼んで貰ったのは事故から数時間後のこと」（請求人作成の保険者組合宛ての令和〇年〇月〇日付け書面）であったというのであり、事故前後の記憶を有していないとの請求人の弁解も疑わしく、上記に検討した本件書面の信用性を覆すに足りない。

4 請求人も本件事故前に酒を飲んだことは認めており、前記1(3)によれば、少なくとも酎ハイを5杯は飲んだというのであるから、本件事故当時、請求人はアルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態にあった蓋然性が高いといえる。

そして、本件書面により認められる本件事故の態様は、請求人が、原付バイクを「時速10～20km程度」という低速で運転しながら、「縁石に乗り上げ」てしまい、「転倒」したというものであり、請

求人がアルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態にあったことを示すものといえる。仮に、本件事故が酒酔い運転とは別の原因によるのであれば、請求人は事故直後にその旨を述べていたと考えられるが、そのような陳述は見当たらないし、別の原因があったことをうかがわせる資料もない。

請求人は、「原付を押ししている時に転倒或いは単に歩いている時に縁石につまずいて転倒」した可能性があるとは主張するが、「事故前後の状況…を全く覚えていない」とした上での主張にすぎないし、請求人の受傷状況は、上記主張のような態様の事故で生じたものとは考えにくい。

5 以上によれば、請求人の本件事故当時の行為は、道路交通法第117条の2第1号（酒酔い運転）に該当するものと認められ、これが故意の行為であることは上記の経緯から明らかである。

そうすると、本件負傷は、請求人の故意の犯罪行為により生じたものであるから、保険者組合が健保法第116条に該当するとして行った原処分は違法不当はない。

よって、本件再審査請求を棄却することとし、主文のとおり裁決する。